

SETOGIWA TIMES

発行者：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702号 Tel: 06-6946-9505

① 逃したチャンス

「民法」という法律には、「民」の名のとおり、主に市民の暮らしに関する決まりが書いてあります。現在の民法の基礎となった明治民法で協議離婚の制度を作る時、「戸籍係は（離婚）協議が真実であることを確認しないと離婚届を受け付けてはいけない」という案が準備されていました。

また、昭和22年の民法改正の時には、「協議上の離婚は、その届出前に家事審判所（現在の家庭裁判所）の確認を経なければならない」という決まりを作ることが提案されましたが、どちらも法制化には至っていません。

提案はふたつとも、夫の身勝手に妻を追い出すような離婚を防止するのが目的でした。昭和22年提案の趣旨は夫婦の「離婚の意思の確認」であり、離婚に許可を与えたり、その原因に立ち入ったりすることではありませんでした。

今から考えればごく当たり前の提案であったわけですが、その提案に対する反対意見は、

- ① 裁判所への手続きが面倒がられ、手続きをしない事実上の離婚が増える
- ② 裁判所の事務処理能力が追いつかない
- ③（離婚意思の確認など）手続きがわずらわしい
- ④ 件数が多く手続きが形式的になる、などでした。



離婚の意思を確認するだけのことに、もっともらしい反対意見がなっています。妻の地位を保護しようとする提案者の主張が弱かったのか、あるいは、女性の立場に味方することへの抵抗が強く、とにかく理由を見つけて反対しようとする勢力が強かったのか。おそらくその両方でしょう。

女性を押さえつけておこうとする男性の意識は、現在も根強く残っています。リーダーシップを発揮する女性に対するやっかみ、女性上司に対する反感、運動の中心が女性だというだけで内容にかかわらず反対するなど、何かにつけて女性の活躍を面白く思わない傾向は数えあげるときりがありません。公職にある男性が「女性の一番大事な仕事は子育てだ」と、発言したこともありました。

近未来像

もしも昭和22年の提案に、離婚の意思だけでなく、離婚に伴う財産分与や離婚後の扶養についても確認するということまで含んで法制化されていたら、現在の離婚の状況はずいぶん違ったものになっていたことでしょう。



現在、フランスやドイツでは夫婦が合意していても裁判所で手続きをしないと離婚できません。日本でも裁判所が協議離婚にかかわることが必要だと主張する法律家がありますが、それは実現するのでしょうか？

近い将来こんなやり取りができるといいのですが・・・。

201X年、家庭裁判所にて

夫婦はふたりそろって家庭裁判所に行きました。

裁判官：「貴方たちふたりは本当に離婚したいと思っ

夫妻：「はい、思っています。」

裁判官：「離婚後の生活については、問題ありませんか？」

妻：「はい、財産をどう分けるか話し合っ

裁判官：「未成年のお子さんの養育費は、取り決

夫：「はい、大学を卒業するまでの養育費をいくらにするか、決めてあります。」

裁判官：「これで、結構です。おふたりともキチンと話し合いができたのですね。」

夫妻：「はい、専門家に相談して、ふたりが納得できる条件を決めました。」

裁判官：「あ、それで・・・なるほどね〜。」

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com